

令和4年12月14日

川西市老人クラブ連合会
単位老人クラブ会長 各位

川西市老人クラブ連合会
会 長 岡 田 譲 介
総務部長 前 田 憲 男

平素は、当会の活動に対しまして、格別のご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。さて、この度「単老会長会議」を開催するにあたり、ご多用中のなかご出席の連絡を頂き誠にありがとうございます。

単老会長会議式次第

1. 日 時 令和4年12月14日（水）受付13時、開始13時半～終了15時半
2. 場 所 アステ6F 大ホール
3. 出席者 単位老人クラブ会長（又は 会長の代理）
4. 議 題
 - （1）会長挨拶
 - （2）兵庫県老人クラブ連合会会長表彰
 - （3）市老連の組織・規約の見直し
 - （4）会員の減少・役員の担い手不足の問題について
 - 1) 各単老で実施されています事例報告
 - （5）その他

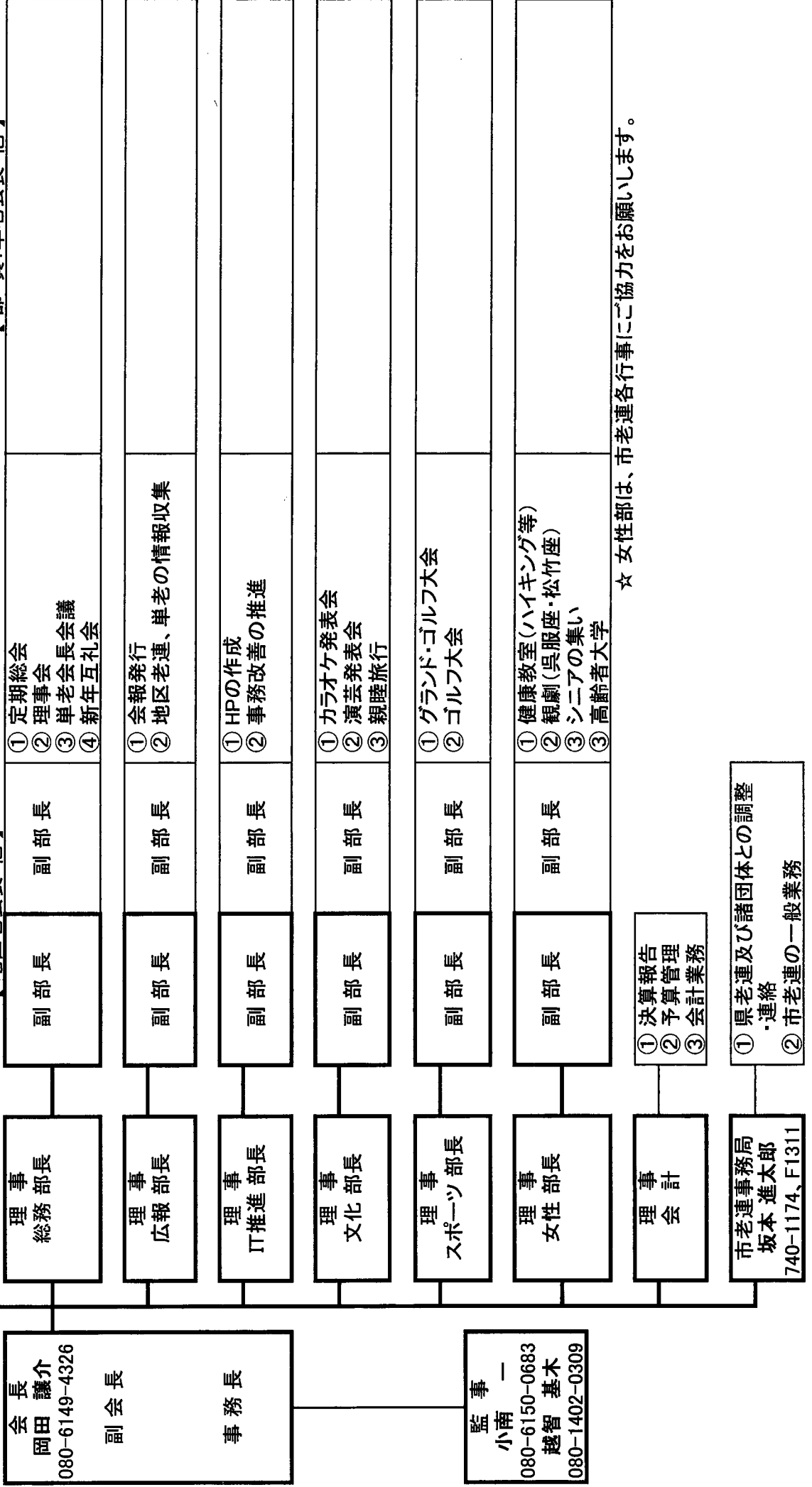
以上

- ① 市老連の基本方針の策定
- ② 基本方針の推進・チェック
- ③ 最高齢者訪問等

- ① 市老連の会議体を1本に纏め「常任理事会・理事会」⇒「理事会」とした。
- ② 総務部と企画部を統合し総務部とした。
- ③ 広報部は業務内容が異なるため、広報部門とIT部門に分割した。
- ④ 理事会の出席者は「会長・理事・理事・事務局」とした。(16名→14名)
- ⑤ 地区老会長は、会議内容を単老へ伝達して頂くため理事とした。

【地区老会長・他】

【部 員:単老会長・他】



川西市老人クラブ連合会規約の見直しについて

1. 川西市老人クラブ連合会規約を下記のとおり改正する。

規約	現 行	改 正 案	改 正 理 由
第6条	<p>本会の役員は次のとおりとし、任期は2箇年とする。 ただし、再任は妨げない。</p> <p>(1) 会 長 1 名 (2) 副会長 4 名以内 (3) 事務長 1名を置くことができる (4) 常任理事 地区老人クラブ連合会数に相当する数以内</p> <p>(5) 会 計 1 名 (6) 女性部役員 2 名 (7) 理 事 別表理事定数規準以内 (8) 監 事 3名以内</p> <p>2. 会計1名は、常任理事とする。 3. 補欠によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>本会の役員は次のとおりとし、任期は2箇年とする。 ただし、再任は妨げない。</p> <p>(1) 会 長 1 名 (2) 副会長 4 名以内 (3) 事務長 1名を置くことができる (4) 理 事 地区老人クラブ連合会数+6名以内</p> <p>(5) 会 計 1 名 (6) 女性部役員 2 名</p> <p>(7) 監 事 3名以内</p>	<p>会議体の常任理事会・理事会を理事会一本にまとめ、会議数の削減を図る。</p> <p>役員業務の軽減</p>
第7条	<p>3. 補欠によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。 会長は本会を代表し、会務を統括する。</p> <p>2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。</p> <p>3. 常任理事は、会長の命を受け重要業務に当たる。</p> <p>4. 理事は、本会の重要業務を計画立案し、審議決定する。</p>	<p>1. 補欠によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。 会長は本会を代表し、会務を統括する。</p> <p>2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。</p> <p>3. 理事は、会長の命を受け重要業務を計画立案し、審議決定する。</p>	

<p>第8条</p>	<p>5. 代議員は、本会の業務を審議する。 6. 会計は、本会の会計事務を処理する。 7. 監事は、会計及び業務執行の状況を監査する。 会長、副会長、事務長、常任理事は、総会において選出する。ただし、女性部役員の内1名は副会長、もう1名は常任理事とする。 2. 理事は、別表に定める理事定数規準により選出し総会において承認する。 3. 代議員は、規約第6条の役員、各老人クラブ会長、10地区代表の女性部役員をもって充てる。ただし、会員100名までの老人クラブは代議員を1名とし、101名をこえる老人クラブにあつては、50名までを増すごとに1名を加えるものとする。 4. 会計及び監事は、総会において推薦する。</p>	<p>4. 代議員は、本会の業務を審議する。 5. 会計は、本会の会計事務を処理する。 6. 監事は、会計及び業務執行の状況を監査する。 会長、副会長、事務長、理事は、総会において選出する。ただし、女性部役員の内1名は副会長とする。 2. 代議員は、規約第6条の役員、各老人クラブ会長、10地区代表の女性部役員をもって充てる。ただし、会員100名までの老人クラブは代議員を1名とし、101名をこえる老人クラブにあつては、50名までを増すごとに1名を加えるものとする。 3. 会計及び監事は、総会において推薦する。</p>	
<p>第9条</p>	<p>本会の会議は総会（代議員会を兼ねる）、堂任理事会及び理事会とする。 2. 会議は、会長が召集し、堂任理事会及び理事会の議長は会長又は副会長がこれに当たり、総会の議長は総会において選出する。 3. 総会は本会の最高議決機関であり、代議員をもって組織し、毎年1回開催する。ただし、理事会において必要と認めるときは随時開催することができる。 4. 堂任理事会は、会長、副会長、事務長、常任理事、会計をもって構成し、会長が必要と認めるときに開催するものとする。</p>	<p>本会の会議は総会（代議員会を兼ねる）、及び理事会とする。 2. 会議は、会長が召集し、理事会の議長は会長又は副会長がこれに当たり、総会の議長は総会において選出する。 3. 総会は本会の最高議決機関であり、代議員をもって組織し、毎年1回開催する。ただし、理事会において必要と認めるときは随時開催することができる。</p>	

5. 理事会は、規約6条の役員をもって構成し、会長が必要と認めるときに開催するものとし、総会付議事項その他重要な事項を審議する。また、監事は、理事会に出席するものとする。

6. 会議はすべて過半数の出席により成立し、会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決すところによる。

ただし、事情ややむを得ぬ場合に限り、総会招集を行わず会長が提案文章を代議員に配送して総意を問ひ、全回答の過半数をもって賛否を決し、総会の議決と同一の効力と認めることができる。

4. 理事会は、規約6条の役員をもって構成し、会長が必要と認めるときに開催するものとし、総会付議事項その他重要な事項を審議する。また、監事は、理事会に出席することができる。

5. 会議はすべて過半数の出席により成立し、会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決すところによる。

ただし、事情ややむを得ぬ場合に限り、総会招集を行わず会長が提案文章を代議員に配送して総意を問ひ、全回答の過半数をもって賛否を決し、総会の議決と同一の効力と認めることができる。

別表 理事定数規準 (第8条関係)

区 分	ク ラ ブ 数	理 事
地区老人 クラブ 連合会	2クラブ以下	1 名
	3～4クラブ	2 名
	5～7クラブ	3 名
	8クラブ以上	4 名

※クラブ数は、前年度の4月1日現在の地区老人クラブ連合会の加盟クラブ数を規準とする。

削除

	<p>※会長・副会長は上記理事定数とは別枠とし、会長・副会長に選任された地区連合会は理事を補充する。 ※常任理事は、上記理事定数に含まれる。 ※会員数 200 名以上の単位老人クラブは上記理事定数とは別枠とし、理事 1 名を追加する。</p>		
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

2. 川西市老人クラブ連合会・地区老人クラブ連合会設置規程を下記のとおり改正する。

規程	現 行	改 正 案	改 正 理 由																				
	<p>別表 地区老人クラブ (第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>北陵地区老人クラブ連合会</td></tr> <tr><td>大和地区老人クラブ連合会</td></tr> <tr><td>東谷地区老人クラブ連合会</td></tr> <tr><td>清和台・けやき坂地区老人クラブ連合会</td></tr> <tr><td>多田地区老人クラブ連合会</td></tr> <tr><td>明峰地区老人クラブ連合会</td></tr> <tr><td>川西北地区老人クラブ連合会</td></tr> <tr><td>川西小地区老人クラブ連合会</td></tr> <tr><td>加茂小地区老人クラブ連合会</td></tr> <tr><td>久代地区老人クラブ連合会</td></tr> </table>	北陵地区老人クラブ連合会	大和地区老人クラブ連合会	東谷地区老人クラブ連合会	清和台・けやき坂地区老人クラブ連合会	多田地区老人クラブ連合会	明峰地区老人クラブ連合会	川西北地区老人クラブ連合会	川西小地区老人クラブ連合会	加茂小地区老人クラブ連合会	久代地区老人クラブ連合会	<p>別表 地区老人クラブ (第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>1) 北陵地区老人クラブ連合会</td></tr> <tr><td>2) 大和地区老人クラブ連合会</td></tr> <tr><td>3) 東谷地区老人クラブ連合会</td></tr> <tr><td>4) 清和台・けやき坂地区老人クラブ連合会</td></tr> <tr><td>5) 多田地区老人クラブ連合会</td></tr> <tr><td>6) 明峰地区老人クラブ連合会</td></tr> <tr><td>7) 川西北地区老人クラブ連合会</td></tr> <tr><td>8) 川西小地区老人クラブ連合会</td></tr> <tr><td>9) 加茂小地区老人クラブ連合会</td></tr> <tr><td>10) 久代地区老人クラブ連合会</td></tr> </table>	1) 北陵地区老人クラブ連合会	2) 大和地区老人クラブ連合会	3) 東谷地区老人クラブ連合会	4) 清和台・けやき坂地区老人クラブ連合会	5) 多田地区老人クラブ連合会	6) 明峰地区老人クラブ連合会	7) 川西北地区老人クラブ連合会	8) 川西小地区老人クラブ連合会	9) 加茂小地区老人クラブ連合会	10) 久代地区老人クラブ連合会	<p>見やすくするため NO を付す。</p>
北陵地区老人クラブ連合会																							
大和地区老人クラブ連合会																							
東谷地区老人クラブ連合会																							
清和台・けやき坂地区老人クラブ連合会																							
多田地区老人クラブ連合会																							
明峰地区老人クラブ連合会																							
川西北地区老人クラブ連合会																							
川西小地区老人クラブ連合会																							
加茂小地区老人クラブ連合会																							
久代地区老人クラブ連合会																							
1) 北陵地区老人クラブ連合会																							
2) 大和地区老人クラブ連合会																							
3) 東谷地区老人クラブ連合会																							
4) 清和台・けやき坂地区老人クラブ連合会																							
5) 多田地区老人クラブ連合会																							
6) 明峰地区老人クラブ連合会																							
7) 川西北地区老人クラブ連合会																							
8) 川西小地区老人クラブ連合会																							
9) 加茂小地区老人クラブ連合会																							
10) 久代地区老人クラブ連合会																							

3. 川西市老人クラブ連合会部会設置規程を下記のとおり改正する。

規程	現 行	改 正 案	改 正 理 由
第1条	この規定は、川西市老人クラブ連合会規約第16条に規定する部会について、その必要な事項を定める。	この規定は、川西市老人クラブ連合会規約第16条に規定する部会について、その必要な事項を定める。	
第2条	部会の名称は、総務部、企画部、広報部、文化部、スポーツ部、女性部とする。	部会の名称は、総務部、広報部、IT推進部、文化部、スポーツ部、女性部とする。	総務部と企画部を統合し、業務の交流を図るようにした。
第3条	各部会の事務分担は、次のとおりとする。ただし、社会環境の変化に伴い、随時、分担事業の追加または変更をすることができる。	各部会の事務分担は、次のとおりとする。ただし、社会環境の変化に伴い、随時、分担事業の追加または変更をすることができる。	
第4条	<ul style="list-style-type: none"> (1) 総務部 総会、諸会議、什器管理 (2) 企画部 市老連の方針、活性化企画推進、地区老連との交流 他 (3) 広報部 会報発行、IT導入、広報 (4) 文化部 カラオケ、演芸発表会、親睦旅行 (5) スポーツ部 ゴルフ大会、グラウンド・ゴルフ大会 (6) 女性部 健康関係事業、観劇（呉服座、松竹座）シニアの集い、高齢者大学 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 総務部 総会、諸会議、什器管理 (2) 広報部 会報発行、広報、地区老連との交流 (3) IT推進部 HP、業務改善の推進 (4) 文化部 カラオケ、演芸発表会、親睦旅行 (5) スポーツ部 ゴルフ大会、グラウンド・ゴルフ大会 (6) 女性部 健康関係事業、観劇（呉服座、松竹座）シニアの集い、高齢者大学 	業務改善推進のため、広報部からIT推進部を独立させました。
第5条	部会は、副会長、事務長、堂任理事及び理事の内から選任された部長、副部長と若干名の部員並びに必要なに応じ、地区老人クラブ会長推薦の代議員または、会員の内から推薦された部員をもって構成する。	部会は、副会長、事務長、及び理事の内から選任された部長、副部長と若干名の部員並びに必要なに応じ、地区老人クラブ会長推薦の代議員または、会員の内から推薦された部員をもって構成する。	常任理事を削除
第5条	この規約で定めるもののほか必要な事項は理事会に諮り	この規約で定めるもののほか必要な事項は理事会に諮り	

	会長が定める。	会長が定める。
--	---------	---------

4. 川西市老人クラブ連合会弔慰規程を下記のとおり改正する。

規程	現行	改正案	改正理由
第1条	川西市老人クラブ連合会の弔慰に関する事項は、この規定の定めるところによる。	川西市老人クラブ連合会の弔慰に関する事項は、この規定の定めるところによる。	
第2条	この規程に定める対象範囲は、現任の会長、副会長、事務長、常任理事、会計、理事、監事、顧問、単位老人クラブ会長とする。	この規程に定める対象範囲は、現任の会長、副会長、事務長、会計、理事、監事、顧問、単位老人クラブ会長とする。	常任理事を削除
第3条	対象者が死亡したときは、弔慰金5,000円を贈り、長流旗を飾るものとする。	対象者が死亡したときは、弔慰金5,000円を贈り、長流旗を飾るものとする。	
第4条	この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。	この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。	

以上